

介護保険料の年金からの 天引き(特別徴収)について

介護保険

■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113・132・135

介護保険料の納め方は、口座振替や納付書、スマートフォン決済アプリで納める「普通徴収」と、年金から天引きされる「特別徴収」の2種類あります。今月号では、「特別徴収」についてご説明します。

特別徴収の対象となる方 受給している年金が年額18万円以上の方が対象となります。

※下記のいずれかの場合には、介護保険料の一部または全部が一時的に普通徴収となります。

<ul style="list-style-type: none"> 年度途中で介護保険料が増額になった 	▶増額分が普通徴収となります。
<ul style="list-style-type: none"> 年度途中で65歳になった 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった 年度途中で他市町村から転入してきた 	▶特別徴収が開始されるまでは、普通徴収となります。 ※特別徴収開始時期については、下記「特別徴収開始時期について」をご覧ください。
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険料が減額になった 年金が一時差し止めになった 	▶普通徴収となります。ただし、翌年4月に特別徴収対象者と把握されると、把握された年の10月から特別徴収が再開されます。

特別徴収開始時期について

介護保険被保険者が日本年金機構や共済等の年金保険者側に、特別徴収対象者として捕捉(把握)されることで開始します。開始月は原則下記のとおりとなります。

介護保険第1号被保険者資格取得日	特別徴収対象者捕捉月	特別徴収開始月
令和3年4月2日～10月1日	令和3年6月・8月・10月	令和4年4月
令和3年10月2日～12月1日	令和3年12月	令和4年6月
令和3年12月2日～令和4年2月1日	令和4年2月	令和4年8月
令和4年2月2日～4月1日	令和4年4月	令和4年10月

仮徴収と本徴収について

介護保険料は、毎年7月に賦課決定します。そこで4月・6月・8月に支給される年金からは、暫定の保険料額が特別徴収されます。これを**仮徴収**といいます。4月・6月の仮徴収額は、令和3年度保険料の2月分と同額(令和4年2月の特別徴収額と同額)となります。8月の仮徴収額は、来年度以降の各期別保険料の平準化(年額の6分の1に近づける調整)により、異なる場合があります。**本徴収**(10月・12月・2月)は、年間保険料額から仮徴収額を差し引いた分となります。なお、本徴収分は8月上旬に通知します。

仮徴収		本徴収	
令和4年4月	令和4年2月の保険料と同額	令和4年10月	(年間保険料額－仮徴収額)÷3
6月		12月	
8月		令和5年2月	
平準化により調整した額			